# 長野市景観形成基準チェックシート 《建築物・工作物(電気供給・通信施設、地上に設置する太陽光発電施設等を除く)》

※チェックした場合は、必ず「具体的配慮事項記入欄」へ記入してください。

項目	景観形成基準	求められる景観への配慮	該 当 す る 配慮事項に チェック <mark>※</mark>	具体的配慮事項記入欄	長野市記入欄
形態	1 地域のもつ特性をふまえ、周辺のまちなみ又 は山並みの景観に調和した規模及び意匠と すること。	・豊かな自然景観と農村風景が特徴 ・地域固有の文化的、伝統的形態を継承			
		② 地域の特性をふまえたまちづくりへの配慮 ・自然景観、田園景観に配慮した意匠、形態 ・名所旧跡や水辺環境との調和 ・歴史的景観と調和した佇まい			
		<ul><li>静かで落ち着いた住環境に配慮</li><li>主な集落周辺では賑わいを演出する景観</li><li>地域特有の歴史や文化を彷彿とさせる形態</li></ul>			□協議不要□要協議
		③ 周辺のまちなみに調和した規模、意匠 ・まちなみの連続性、一体感、多様性等を具備			
		④ 山並みの景観に調和した規模、意匠 ・単調でない外観、屋根の存在、深い軒の出等			
		⑤ 夜間照明や上向き照明を抑制			
	2 高層又は長大な壁面となる場合には、特に 建築物等の上部及び正面のデザイン等のエ 夫により、圧迫感や威圧感を軽減するような	① 圧迫感、威圧感を軽減するような意匠、形態 ・高層建物の頂部スカイラインに対する配慮 ・外壁の分節化、ルーバーの採用等			□協議不要
	意匠・形態とするよう努めること。 	② 山並みに調和した屋根、壁面 ③ 歩行者が安心して快適に歩けるまちなみ			口要協議
	3 全体を統一感のある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても、景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努めること。	① 全体に統一感のある形態意匠 ② 同一敷地内建築物と調和した外観			□協議不要
	4 屋上設備等は、壁面の立ち上げ、ルーバー 等の覆いにより外部から見えないよう工夫す	① 屋上設備、屋外設備に対する景観上の配慮 ・外部から見えない工夫等			口協議不要
	ること。また、屋外階段、配管等は、形態、材料、色彩により建築物本体との調和を図るよう努めること。	② 屋外階段、配管等に対する配慮 ・建物本体との調和、維持管理空間の確保			□要協議

# 長野市景観形成基準チェックシート 《建築物・工作物(電気供給・通信施設、地上に設置する太陽光発電施設等を除く)》

※チェックした場合は、必ず「具体的配慮事項記入欄」へ記入してください。

項目	景観形成基準	求められる景観への配慮	該 当 す る 配慮事項に チェック <mark>※</mark>	具体的配慮事項記入欄	長野市記入欄
形態	5 屋根は原則として勾配屋根とし、勾配は、周辺や背景の山並みとの調和に努めること。	① 山並みに調和した勾配屋根形態を原則とする ② 周辺のまちなみとの調和への配慮 ・まちなみの連続性、一体感、多様性等を具備 ・ヒューマンスケール、ユニバーサルデザイン ・歩行者への配慮			□協議不要
		③ 山並みとの調和に対する配慮 ・単調でない外観、屋根の存在、深い軒の出等 ④ 良好な眺望景観への配慮			□要協議
	6 太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。	① 太陽光発電パネルと屋根面の調和への配慮 ・屋根面に沿って同一勾配で設置 ・最上部が建物の棟を超えないこと ・屋根と一体的に見える形態、色彩			□協議不要
	7 太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、建築物の屋上設備等の景観形成基準に 倣うこと。	① 太陽光発電パネルと建物外観の調和への配慮 ・外部から見えない工夫等 ・架台の高さを低減等目立ちにくい設置方法 ・設置架台の構造、材質、色彩上の配慮			□協議不要
高さ	1 高さは、周辺の樹林の高さ以下を原則とし、 樹高以上とする場合には、周辺の自然景観 や背景の山並みと調和するように努めるこ	① 高さは周辺の樹林の高さ以下を原則とする ・必要最低限の高さに極力抑える ・地盤面の傾斜を利用した高さの設定			□協議不要
	<b>ک</b> 。	② 周辺の自然景観との調和 - 周辺の樹林の高さから著しく突出させない ③ 背景の山並みとの調和 - 山並みの眺望を妨げないように留意			□要協議
	2 善光寺周辺地区で別図―3に示す区域は、 最高の高さを15メートル以下とすること。た だし、神社仏閣についてはこの限りでない。	(当該地区には該当しない)			□協議不要
材料	1 周辺の景観となじみ、かつ長期間にわたって 良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐 侯性に優れた材料を用いるよう努めること。	① 周辺の景観に馴染みやすい素材の活用 ② 耐久性、耐候性に優れた材料の採用 ③ メンテナンス計画等、経年変化への対応に配慮した材料の活用 ④ 自然景観に調和した材料の選定			□協議不要□要協議

# 長野市景観形成基準チェックシート 《建築物・工作物(電気供給・通信施設、地上に設置する太陽光発電施設等を除く)》

※チェックした場合は、必ず「具体的配慮事項記入欄」へ記入してください。

項目	景観形成基準	求められる景観への配慮	該 当 す る 配慮事項に チェック※	具体的配慮事項記入欄	長野市記入欄
材料	2 地域の景観を特徴づける素材の活用に努めること。	① 地域特性の把握 ② 地域の景観を特徴づける素材の活用 ・歴史的な建造物と調和した素材 ・趣きや風情のある素材 ・地域産素材の具体的な利活用			□協議不要
色彩	1 けばけばしい色彩となることを避けるために、日本工業規格のZ8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性(マンセル値)による橙(YR)の色相においては彩度6以下、黄(Y)及び赤(R)の色相においては彩度4以下、その他の色相においては彩度3以下を基調とすること。	- 橙(YR)の色相では彩度6以下 - 黄(Y)、赤(R)の色相では彩度4以下			□協議不要
	2 できるだけ落ちついた色を基調とし、周辺の まちなみ又は山並みの景観と調和するよう努 めること。	<ul> <li>① 落ち着いた色を基調とする色彩計画</li> <li>・低明度、低彩度、色相の配慮</li> <li>② 周辺のまちなみの景観と調和する色彩計画</li> <li>・多くの人に不快感を与えない色彩</li> <li>・歴史的景観資源と調和する色彩</li> <li>・季節毎の特徴的なまちなみの色彩</li> <li>・まちなみの色彩の経年変化の予測</li> </ul>			□協議不要□要協議
		③ 周辺の山並みの景観と調和する色彩計画 ・周辺の自然景観と調和する色彩			
	3 使用する色数は少なくし、色彩相互の調和に十分配慮すること。	① 使用する色数を減らす ・多色使いをする場合は、類似する色相を使用する配慮 ② 色彩相互の調和に配慮 ・落ち着いた色が基調の色彩計画			□協議不要□要協議
	4 屋根又は外壁に沿って太陽光発電パネルを設置する場合は、周囲の屋根材又は外壁材との調和に努めること。	① 太陽光発電パネルと周囲の外壁、屋根との調和 ・屋根材、外壁材の色彩に近いパネル色、フレーム色 ・模様が目立たないパネル色			□協議不要□要協議
	5 太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく模様が目立たないものとするよう努めること。	① パネル色の選定に配慮 ・低明度、低彩度 ・低反射 ・模様が目立たない			□協議不要

# 長野市景観形成基準チェックシート 《建築物・工作物(電気供給・通信施設、地上に設置する太陽光発電施設等を除く)》

※チェックした場合は、必ず「具体的配慮事項記入欄」へ記入してください。

項目	景観形成基準	求められる景観への配慮	該 当 す る 配慮事項に チェック <mark>※</mark>	具体的配慮事項記入欄	長野市記入欄
配置	1 道路及び隣接地からの後退幅を十分にとり、 広がりのある空間と緑地帯を確保するよう努 めること。	① 広がりのある敷地空間の確保 ・道路境界、隣地境界からの充分な後退 ・まとまった屋外空間の確保 ・地域に開放されたイベントスペース等			口協議不要
		② 緑地帯の確保 接道部を重点的に緑化			口要協議
	2 自然の地形や樹木、水辺等を活かしながら、 周辺の景観に配慮するとともに、稜線を分断 する等眺望に著しい支障を与えないような配 慮とするよう努めること。	・既存の地形を活かして造成量を最少化 ・既存の樹木や水辺環境を活かした配置			□協議不要
		② 眺望に支障を与えないよう配慮 ・稜線の眺望を分断しないような配置 ③ 手入れの行き届いた自然環境を保全			□要協議
敷地の緑 化	1 建築物周辺の緑化を充実させ、特に接道部 を重点的に緑化することにより周辺への圧迫 感や威圧感の軽減に努めること。	① 建築物周辺への積極的な緑化 ② 接道部への重点的な緑化 ③ 周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める ④ 周辺の自然景観を活かした緑化計画			□協議不要
	2 生垣などにより緑化を図り、門、塀等を設ける場合は、その外側へ植栽を行うよう努めること。	① 生垣などによる緑化の促進 ② 門、塀等の外側への植栽 ③ 地域に潤いを与える緑化の工夫 ④ 自然景観と調和した緑化			□協議不要
	3 駐車場、自転車置場及び物置等を設置する場合には、周辺の植栽に努めること。	① 駐車場、駐輪場、物置等の周辺の植栽促進 ② 目隠し的機能を持たせた緑化の工夫			□協議不要
	4「長野市緑を豊かにする条例」の基準に適合すること。	① 条例の基準に適合 ② 敷地面積1,000㎡未満の場合も条例の基準に準拠			□協議不要

※「長野市緑を豊かにする条例」に適合した上で、景観形成基準にも適合する必要があります。 景観の事前協議ではメインとなる沿道部への植栽や高さのある樹木を求めます。